

令和6年度 組織改正「親子健やか室」(こども家庭センター)へ!

こども家庭センターの本格稼働に伴う組織再編

『こども家庭センター』

令和6年4月の改正児童福祉法の施行により、**全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関の設置について努力義務化された。**戸田市では令和5年度から先行設置しているが、令和6年度からの本格的施行に当たり、更なる体制の強化を行う。

- ・センター長、統括支援員を配置し、一体的に相談支援を行う体制を確立すること
- ・児童福祉と母子保健が一体的に子ども・妊産婦等の実情把握、情報提供、相談支援等を行うこと

令和6年4月から「親子健やか室」
こども家庭センター機能の体制強化



児童福祉と母子保健の連携体制を強化

組織改正 「親子健やか室」

強化

センター長、統括支援員を
配置

子育て相談・支援等への体制強化
(児童虐待の早期発見・対応)

サポートプランの作成

新

家庭支援事業の新設、拡充

子育て世帯訪問支援事業の
対象者拡充

親子関係形成支援事業を新規
実施

新